

新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における新事業の創出及び新規創業を促進し、産業の活性化を図るため、新たに事業活動を行う個人、グループ（学生を含む。以下同じ。）又は中小ベンチャー企業等に対して、新潟市創業サポート事業（オフィス）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信関連産業 別表に掲げる対象業種をいう。
- (2) その他の産業 別表に掲げる対象業種をいう。
- (3) 事業所 情報通信関連産業又はその他の産業の業の用に供する土地、建物、事務所及びレンタルオフィス等をいう。
- (4) 中小ベンチャー企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (5) U I J ターン者 第6条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において、本市に居住する者であって、新潟県外から本市に居住地を移転してから1年を経過していない者又は本市に居住していない者であって申請日の属する年度内に新潟県外から本市に居住地を移転する者をいう。
- (6) 特定創業支援者 新潟市特定創業支援事業に関する証明書交付に係る要綱（平成27年3月13日施行）に規定する認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書を取得した者をいう。

（補助対象経費等）

第3条 補助対象者、補助対象経費、補助金の額及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。

（対象となる事業所）

第4条 補助対象となる事業所は、次の各号の要件にすべて該当するものでなければならない。

- (1) 新潟市内に所在すること。
- (2) 民間が所有する事業所であり、原則として情報通信関連産業又はその他の産業の事業活動を行う拠点となること。
- (3) 補助対象者が自ら賃貸借の契約をすること。
- (4) 貸主が補助対象者の3親等以内の親族でないこと。

（補助金の交付期間）

第5条 この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その交付期間は別表に掲げるとおりとする。ただし、第9条の規定により交付決定の取り消しを受けたとき、及び第13条の規定により資格を喪失したときは、当該補助の取り消し、資格喪失の事由が発生した月の前月までとする。

(交付申請)

第6条 申請書及び添付書類は、別記様式第1号の交付申請書及び次に掲げる書類により、年度ごとに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人の場合は、法人の登記事項証明書、創業から申請時までの事業報告書
- (3) 個人の場合は、住民票、開業届けの写し、事業開始から申請時までの事業報告書
- (4) 事業所の賃貸借契約書の写し
- (5) 事業所の付近見取り図、建物平面図
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (7) 市税の納税証明書

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金の交付又は不交付の決定をする。

2 市長は、前項の交付又は不交付の決定をしたときは、別記様式第2号による補助金交付（不交付）決定通知書を交付するものとする。

3 市長は、第1項の交付決定に次の各号に掲げる事項のほか、必要な範囲において条件を付けることができる。

- (1) 転居する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付決定を得たもの（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業完了後、又は補助金の決定に係る会計年度終了後、速やかに別記様式第3号に定める実績報告書に補助対象経費の支払い証拠書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、2年度目以降の交付に係る事業年度の9月末日に、別記様式第3号に定める実績報告書に補助対象経費の支払い証拠書類を添付し、市長に補助金の概算払いをもとめることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、第7条の規定による交付決定を取り消し、若しくはその条件を変更し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反している場合。
- (2) この要綱の規定による交付決定に付けた条件に違反している場合。

- (3) 偽りその他不正手段により交付決定を得た場合。
- (4) 正当な理由なく事務所の一部又は全部を第三者に譲渡若しくは転貸した場合。
- (5) その他公序良俗に反する行為があったとき。

(変更の申請)

第10条 補助事業者が交付決定を得た事項を変更しようとするときは、別記様式第4号による事業変更申請書を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 市長は、前条の変更申請書の提出があった場合において、必要に応じて学識経験者等の意見を聞き、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

- 2 市長は、変更の承認又は不承認の決定をしたときは、別記様式第5号による事業変更承認（不承認）通知書を交付するものとする。

(事業の報告)

第12条 補助事業者は、2年度目以降の交付申請時に、直近の事業年度に係る事業について別記様式第6号による事業報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げるもののほか、市長は補助事業者に対して報告を求めることができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により市長に報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(資格の喪失)

第13条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業者の資格を喪失する。

- (1) 事務所の移転等により、第4条の資格を満たさなくなったとき。
- (2) 前条に基づく事業の報告を怠ったとき。

(選考会)

第14条 市長は、交付決定等この要綱の目的達成に必要な意見を聞くために、学識経験者等からなる新潟市創業サポート事業（オフィス）選考会（以下「選考会」という。）を開催するものとする。

- 2 選考会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年3月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱を適用する日（以下「適用日」という。）以後に初年度の補助金の交付の決定を受けたものから適用し、同日前に初年度の補助金の交付決定を受けたものについては、失効前の新潟市ベンチャー企業支援事業に関する要綱（平成26年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）の例による。
- 3 前項の場合において、適用日前に初年度の補助金の交付決定を受けたもののうち、平成26年3月31日まで新潟市新事業創出支援施設に入居していたものに係る補助金の交付期間については、旧要綱別表補助金交付期間の項中「4年間」とあるのは、「4年間から新潟市新事業創出支援施設支援施設に入居していた期間を減じた期間」に読み替えるものとする。

(この要綱の失効)

- 4 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条の規定により補助金の交付を受けたものが別表に定める補助金交付期間内に申請する補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に初年度の補助金の交付の決定を受けたものから適用し、同日前に初年度の交付決定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

区分	情報通信関連産業	その他の産業
対象業種	<p>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち、次の各号に掲げるもの及びデータセンター</p> <p>(1) 情報サービス業</p> <p>(2) インターネット附随サービス業</p> <p>(3) 映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業のうち映画・ビデオ制作業及びアニメーション制作業若しくは広告制作業において、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。）</p> <p>(4) 専門サービス業（他に分類されないもの）（デザイン業のうち、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。）</p> <p>(5) 広告業（インターネット広告業に限る。）</p> <p>(6) その他の事業サービス業（他に分類されない事業サービス業のうちコールセンター業において、専ら受信業務を行う事業に限る。）</p>	<p>情報通信関連産業以外の業種。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 農業、林業、漁業</p> <p>イ 各種小売業</p> <p>ウ 金融業、保険業（保険媒介代理業及び損害査定業は除く。）</p> <p>エ 物品賃貸業</p> <p>オ 専門サービス業のうち、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、興信所、通訳案内業及び不動産鑑定業</p> <p>カ 技術サービス業のうち、獣医業及び写真業</p> <p>キ 宿泊業、飲食サービス業</p> <p>ク 生活関連サービス業、娯楽業（旅行業及び家事サービス業は除く。）</p> <p>ケ 教育、学習支援業</p> <p>コ 医療、福祉</p> <p>サ 複合サービス事業</p> <p>シ 自動車整備業</p> <p>ス 機械等修理業</p> <p>セ 政治・経済・文化団体</p> <p>ソ 宗教</p> <p>タ その他のサービス業</p> <p>チ 公務・外国公務</p> <p>(2) 不特定多数の一般消費者に対し、その場で小売り、飲食、その他サービス等の提供を行うもの</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5</p>

		<p>項に規定するもの</p> <p>(4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるもの</p>
補助対象者	<p>次の各号のいずれかに該当するもので、補助期間終了後も新潟市内に事業所を置いて活動するもの</p> <p>(1) 新たに情報通信関連産業の事業活動を行う個人、グループ又は中小ベンチャー企業で、今後創業しようとするもの（初年度の実績報告日の前日までに創業に至るものに限る。）又は創業から3年未満のものであり、市税を滞納していないもの</p> <p>(2) その他市長が特に認めるもの</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもので、補助期間終了後も新潟市内に事業所を置いて活動するもの</p> <p>(1) 新たにその他の産業の事業活動を行う個人、グループ又は中小ベンチャー企業で、今後創業しようとするもの（初年度の実績報告日の前日までに創業に至るものに限る。）又は創業から3年未満のものであり、市税を滞納していないもの</p> <p>(2) その他市長が特に認めるもの</p>
補助対象経費	<p>情報通信関連産業の業の用に供する事業所の賃借料（賃貸借契約上の月額賃料をいい、敷金・礼金、駐車場費等は除く。以下同じ。）に要する経費とする。ただし、賃借料に他の団体等からの補助金等が充当されている場合の補助対象経費は、当該補助金等を差し引いた額とする。</p>	<p>その他の産業の業の用に供する事業所の賃借料（賃貸借契約上の月額賃料をいい、敷金・礼金、駐車場費等は除く。以下同じ。）に要する経費とする。ただし、賃借料に他の団体等からの補助金等が充当されている場合の補助対象経費は、当該補助金等を差し引いた額とする。</p>
補助金の額及び限度額	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、1月につき、5万円を限度とする。但し、初年度の交付から起算して2年度目及び3年度目は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、1月につき、3万円を限度とする。</p>	<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、1月につき、3万円を限度とする。但し、U I J ターン者、又は特定創業支援者の場合は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、1月につき、5万円を限度とする。</p>
補助金交付期間	<p>第7条における初年度の交付決定から起算して3年間を限度とする。</p>	<p>第7条における初年度の交付決定から起算して1年間を限度とする。</p>

新潟市創業サポート事業（オフィス）補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
法人名（個人は商号）
代表者
担当者
（連絡先）電話（ ）

新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱第6条に基づき、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

対象年度	年度	
区分	情報通信関連産業 ・ その他の産業	
賃借する事業所の所在地		
1ヶ月あたりの補助対象経費	事業所賃借料	円
交付申請額 ※千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額	円	

（添付書類）

- (1) 事業計画書
- (2) 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び創業から申請時までの事業報告書
- (3) 個人の場合は、住民票、開業届けの写し及び事業開始から申請時までの事業報告書
- (4) 事業所の賃貸借契約書の写し
- (5) 事業所の付近見取り図、建物平面図
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (7) 市税の納税証明書

新潟市創業サポート事業（オフィス）補助金交付（不交付）決定通知書

新 第 号
年 月 日

所在地

法人名

代表者

様

新潟市長

新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱第7条の規定により、次のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

対象年度	年度
区分	情報通信関連産業 ・ その他の産業
事業所の所在地 〔※不交付の場合〕 記載しない	
補助対象者 〔※不交付の場合〕 記載しない	所在地 法人名（個人は商号） 代表者
交付の期間 〔※不交付の場合〕 記載しない	年 月 日～ 年 月 日まで
交付決定額 〔※不交付の場合〕 記載しない	
不交付の理由 〔※交付の場合〕 記載しない	

（注）

新潟市創業サポート事業（オフィス）補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
 法人名（個人は商号）
 代表者

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業について、新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱第8条に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

対 象 年 度	年度	
区 分	情報通信関連産業 ・ その他の産業	
事業の実施期間 （賃借の期間）	年 月 日～ 年 月 日まで	
事業所の所在地	新潟市	
1ヶ月あたりの 補助対象経費	事業所賃借料	円
交 付 決 定 額	円	
交 付 済 額	円	
今 回 申 請 額	円	
振 込 先	金融機関	銀行 支店
	預金種別	普 通 ・ 当 座
	口座番号	
	名 義	

添付書類

- ・ 補助対象経費の支払証拠書類

新潟市創業サポート事業（オフィス）補助金事業変更申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

法人名（個人は商号）

代表者

担当者

（連絡先）電話 （ ）

年 月 日付新 第 号の2で交付決定のあった事業について、事業内容に変更がありましたので、新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱第10条に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

変更事由

1. 変更年月日 年 月 日

2. 変更内容

3. 変更理由

新潟市創業サポート事業（オフィス）補助金
事業変更承認（不承認）通知書

新 第 号
年 月 日

所在地
法人名
代表者

様

新潟市長

新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱第11条の規定により、次のとおり利用の変更を承認（不承認）することについて通知します。

記

変更承認（不承認）事由

（注）

新潟市創業サポート事業（オフィス）報告書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

法人名（個人は商号）

代表者

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった 年度の事業について別紙のとおり報告します。

記

添付書類	1	年度事業報告書（別紙）
	2	年度決算書